

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和 2 年 1 月 8 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

- | | |
|-----------|---|
| 第 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 第 2 監査の対象 | 浦川原区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ、税務課、収納課 |
| 第 3 対象年度 | 平成 30 年度 |
| 第 4 監査の方法 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 第 5 監査の期間 | 令和元年 10 月 1 日～12 月 26 日
浦川原区総務・地域振興グループ、市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ
令和元年 11 月 1 日～12 月 26 日
税務課、収納課 |

第6 監査の結果 以下の指摘以外は、おおむね適正であった。

被監査課等	内容
浦川原区教育 ・文化グループ	<p>○ 前回監査の指摘事項等に対する措置状況</p> <p>1 体育施設用地の借上料支払事務について、前回監査時指摘事項では相続手続きが完了していないなど、土地の所有者と契約できない場合の手続きについて、相続の状況などを確認し、土地賃貸借に係る所管課である用地管財課と協議の上、適正な契約事務を行うよう注意を受けていたが、その後改善に向けての検討・協議などがなされていなかった。土地の所有状況に係る事実確認を行い、所管課と協議の上、適切な借上料支払事務となるよう早急に対応されたい。</p> <p>2 平成29年4月に実施した前回監査時指摘事項10項目のうち、6項目について対応がなされていなかった。改善されていない理由を確認したところ、担当者が失念したものであり、組織的にも対応内容を確認しておらず、職員の異動時には指摘事項についての事務引継ぎもされていなかったとのことであった。監査における指摘事項に対しては、適正な事務処理が行われるよう速やかに改善に取り組むとともに、対応状況の進捗管理を適切に行うよう改められたい。また、事務引継ぎの際には、監査指摘事項を文書にて確実に引継ぐよう徹底されたい。</p>